



となりの家が
損害
を受けてしまう

カラスや猫などが
住み着き
鳴き声やフン
などの害が出る

樹木や
雑草が
伸び放題で
見苦しい

ごみが捨てられ
不衛生かつ
放火の危険も

不審者の
侵入など
防犯面も心配

あなたの**空き家**、 きちんと管理できていますか？

空き家は所有者の財産であり、適切に管理されず、長期間放置されると、老朽化が進み、地域の「問題」の原因となります！「空家等対策の推進に関する特別措置法」では、空き家の所有者又は管理者は、周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう、空き家を適切に管理する**責務**が定められています。

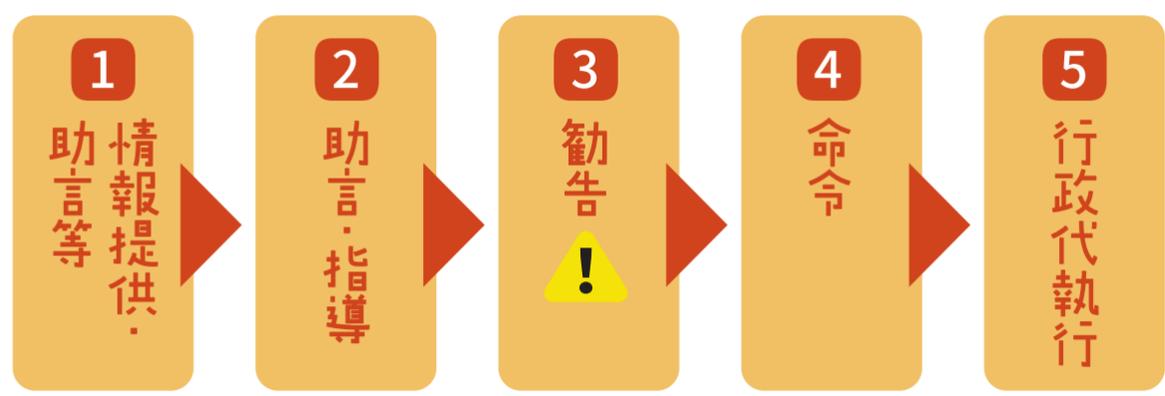
空き家の所有者は適切な**管理**をお願いします。

「空家等対策の推進に関する特別措置法」により、放置され適切な管理が行われず、地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼすおそれのある「**特定空家等**」の所有者に対して、市町村長は必要な措置を講ずることができます。

- ① そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある空き家
- ② そのまま放置すれば著しく衛生上有害となるおそれのある空き家
- ③ 適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている空き家
- ④ その他周辺の生活環境の保全を図るため放置することが不適切な空き家

特定空家等に認められると、
行政の指導・勧告等の対象になる可能性があります！

行政による指導の流れ



- 損害賠償のおそれ**
瓦が落ちる、塀が崩れる、倒木などにより周辺家屋や通行人に被害を及ぼした場合、所有者は管理責任を問われることもあります。
- 改修、修繕費が増大するおそれ**
人が住んでいない住宅は傷みが早く、改修や修繕、雑草の除却や害虫駆除などに多額な費用がかかってしまいます。

住宅用地特例措置とは

住宅用地の区分	固定資産税	都市計画税
小規模住宅用地(200㎡以下の部分)	1/6に減額	1/3に減額
一般住宅用地(200㎡を越える部分)	1/3に減額	2/3に減額

住宅用地特例措置
対象から除外
勧告を受けた場合
固定資産税等が上がります

「勧告」のあとも適切な対応がされない場合、命令、行政代執行と進んでいく場合があります！
行政代執行は、所有者の代わりに行政が措置を行い、
要した費用は、**所有者の全額負担**となります。

「特定空家等」にしないために